

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月4日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内 容	
1	発生時期・場所	平成30年4月17日 午後4時頃 高山市荘川町六厩794番地1先（市道軽岡線）	
	事故の概要	対向車を避けて路肩に寄ったところ道路側溝のグレーチングが跳ね上がったことによる走行中の車両破損事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人 身	物 損 (燃料タンク等)
	被害総額・市の過失割合	—	84,672円・100分の40
	賠償金	—	33,869円
	内 保 険 金	—	33,869円
	訳 一 般 財 源	—	0円
専決年月日	平成30年6月22日 地方自治法第180条第1項		
2	発生時期・場所	平成30年6月7日 午後1時20分頃 高山市松之木町168番地7（[REDACTED]宅）	
	事故の概要	後退した公用車による雨どいの破損事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人 身	物 損 (雨どい)
	被害総額・市の過失割合	—	21,600円・100分の100
	賠償金	—	21,600円
	内 保 険 金	—	21,600円
	訳 一 般 財 源	—	0円
専決年月日	平成30年7月5日 地方自治法第180条第1項		

No.	項目	内容		
3	発生時期・場所	平成30年6月8日 午後3時頃 高山市名田町2丁目74番地2先（市道西町花里線）		
	事故の概要	店舗駐車場へ進入しようとしたところ道路側溝のグレーチングが跳ね上がったことによる走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（左リアドア等）	
	被害総額・市の過失割合	—	289,000円・100分の100	
	賠償金	—	289,000円	
	内訳	保険金	—	289,000円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成30年8月1日 地方自治法第180条第1項			
4	発生時期・場所	平成30年7月9日 午前10時頃 高山市千島町291番地（岐阜県立高山工業高等学校）		
	事故の概要	幅寄せした公用車による雨どいの破損事故		
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（雨どい）	
	被害総額・市の過失割合	—	27,000円・100分の100	
	賠償金	—	27,000円	
	内訳	保険金	—	27,000円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成30年8月9日 地方自治法第180条第1項			
5	発生時期・場所	平成30年7月18日 午前11時30分頃 高山市丹生川町町方34番地7（丹生川福祉センター駐車場）		
	事故の概要	草刈作業中の飛び石による駐車中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（右フロントドアウインドガラス）	
	被害総額・市の過失割合	—	48,384円・100分の100	
	賠償金	—	48,384円	
	内訳	保険金	—	48,384円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成30年8月9日 地方自治法第180条第1項			